

社会文教委員会

期日：平成 26 年 12 月 11 日(木)10:00

場所：第一委員会室

1 開会

2 委員長挨拶

3 理事者挨拶

4 議案審査

(1) 議案第 140 号

「飯田市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

(2) 議案第 141 号

【資料】

「飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」

(3) 議案第 142 号

【資料】

「飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」

(4) 議案第 151 号

「飯田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」

(5) 議案第 143 号

「飯田市指定介護予防支援等の事業に係る人員、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」

(6) 議案第 144 号

「飯田市指定介護予防支援事業者の指定の要件に関する条例の制定について」

(7) 議案第 145 号

「飯田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」

(8) 議案第 152 号

「飯田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」

- (9) 議案第 153 号
「飯田市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について」
- (10) 議案第 154 号
「公の施設の指定管理者の指定について（飯田市デイサービスセンター）」
- (11) 議案第 159 号
「公の施設の指定管理者の指定について（飯田市南信濃民芸等関係施設）」
- (12) 議案第 160 号
「平成 26 年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案」
- (13) 議案第 163 号
「平成 26 年度飯田市一般会計補正予算（第 5 号）案」のうち当委員会付託分
【別紙付託表 1】
- (14) 議案第 165 号
「平成 26 年度飯田市一般会計補正予算（第 6 号）案」のうち当委員会付託分
【別紙付託表 2】
- (15) 議案第 166 号
「平成 26 年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）案」
- (16) 議案第 167 号
「平成 26 年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）案」
- (17) 議案第 169 号
「平成 26 年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 1 号）案」
- (18) 議案第 170 号
「平成 26 年度飯田市病院事業会計補正予算（第 2 号）案」

5 請願・陳情審査

- (1) 26 請願第 9 号（新規）【資料 No. 1】
- ①要旨
国及び県に対し、「手話言語法（仮称）」等の早期制定を求める意見書を提出願いたい
- ②請願者住所氏名
飯田市上郷黒田 2273 番地 5
飯伊聴覚障害者協会 会長 吉田伊佐男氏 ほか 2 名

(2) 26 請願第 10 号 (新規)

【資料 No. 2】

①要旨

国に対し、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書を提出願いたい

②請願者住所氏名

飯田市鼎中平 1884 番地 1

飯田民医連労働組合 執行委員長 伊壺一輝氏 ほか 1 名

(3) 26 請願第 11 号 (新規)

【資料 No. 3】

①要旨

国に対し、介護従事者等の処遇改善を求める意見書を提出願いたい

②請願者住所氏名

飯田市鼎中平 1884 番地 1

飯田民医連労働組合 執行委員長 伊壺一輝氏 ほか 1 名

6 閉会

議案第163号 平成26年度飯田市一般会計補正予算（第5号）案
付 託 表

【社会文教委員会】

1 歳入

款	項	目	議案頁
13 国庫支出金	1 国庫負担金	3 民生費国庫負担金	10
	2 国庫補助金	3 民生費国庫補助金	12
		10 教育費国庫補助金	12
14 県支出金	1 県負担金	3 民生費県負担金	12
	2 県補助金	3 民生費県補助金	12
	3 委託金	10 教育費委託金	14
19 諸収入	4 受託事業収入	10 教育費受託事業収入	14

2 歳出

款	項	目	議案頁
3 民生費	1 社会福祉費	2 社会援護費	20
		3 障害者福祉費	20
		4 老人福祉費	22
		7 医療費給付費	22
	2 児童福祉費	3 ひとり親家庭福祉費	22
		4 発達支援センター費	24
		5 民間保育所費	24
		8 地域子育て支援費	24
	3 生活保護費	1 生活保護費	26
		2 福祉企業センター費	26
10 教育費	1 教育総務費	2 事務局費	38
	3 中学校費	3 中学校建設費	38
	5 社会教育費	1 社会教育総務費	40
		3 文化財保護費	40
		4 公民館費	40
		5 図書館費	42
	6 保健体育費	2 社会体育施設費	42

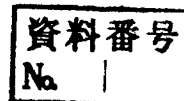
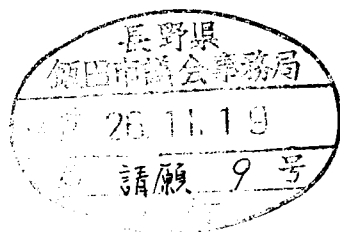
議案第165号 平成26年度飯田市一般会計補正予算（第6号）案
付 託 表 2

【社会文教委員会】

1 歳入
なし

2 歳出

款	項	目	議案頁
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	18
		4 老人福祉費	18
	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	20
		3 ひとり親家庭福祉費	20
		4 発達支援センター費	20
		6 公立保育所費	22
		8 地域子育て支援費	22
	3 生活保護費	1 生活保護費	22
		2 福祉企業センター費	24
4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費（保健課分）	26
10 教育費	1 教育総務費	2 事務局費	40
	2 小学校費	1 小学校管理費	42
	3 中学校費	1 中学校管理費	42
	4 幼稚園費	1 幼稚園費	42
	5 社会教育費	4 公民館費	44
		5 図書館費	44
		6 美術博物館費	46
		7 文化会館費	46
		8 歴史研究所費	46
	6 保健体育費	4 学校給食費	48



平成 26 年 11 月 19 日

手話言語法等の制定を求める請願書

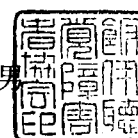
飯田市議会議長 林 幸次 様

請願者

飯田市上郷黒田 2273-5

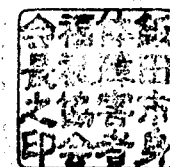
飯伊聴覚障害者協会

会長 吉田 伊佐男



飯田市上郷飯沼 564

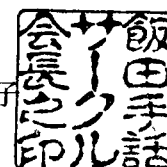
飯田市身体障害者福祉協会 会長 中島 茂



飯田市東栄町 3108-1

飯田手話サークル

会長 玉置 優子



紹介議員 飯田市議会議員

清水 可晴



<要旨>

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」等の整備をすることを求める意見書を飯田市議会として提出していただくことを求めます。

<請願事項>

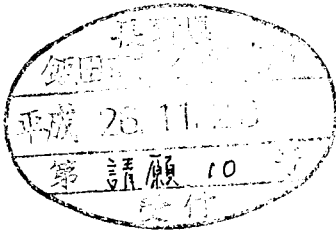
国及び県に対して、「手話言語法（仮称）」等の早期制定を求める意見書を提出願いたい。

<理由>

手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指、体の動きや顔の表情を使って視覚的に表現する、独自の文法体系を持つ言語です。ろう者にとって手話は、聞こえる人たちの音声言語と同様に、情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかしながら日本においては、ろう学校で手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

2006 年（平成 18 年）12 月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語である」ことが明記されています。障害者権利条約の批准に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、2011 年（平成 23 年）8 月に成立した「改正障害者基本法」では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意志疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められています。

また、同法第 22 条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法等整備を国及び県として実現することが必要であると考えます。



資料番号
No. 2

2014年11月20日

飯田市議会
議長 林 幸次様

長野県医療労働組合連合会

執行委員長 小林 吟子

(連絡先) 長野市高田 276-8

TEL 026-228-9376

FAX 026-224-5745

(連絡先) 飯田市中平 684-1 TEL 0265-23-8744

飯田民医連労働組合

執行委員長 伊壺 一輝

【紹介議員】

志川 仁

安全・安心の医療・介護の実現と
夜勤改善・大幅増員を求める請願書

【請願趣旨】

厚生労働省は、「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について（５局長通知）」や「医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため『医療分野の雇用の質』の向上のための取組について（６局長通知）」の中で医療従事者の勤務環境の改善のための取り組みを促進してきました。また、医療提供体制改革の中でも医療スタッフの勤務環境改善が議論され、都道府県に対して当該事項に関わるワンストップの相談支援体制（医療勤務環境改善支援センター）を構築し、各医療機関が具体的な勤務環境改善をすすめるために支援するよう求め、予算化しています。

しかし、「慢性疲労」（77.7%）、「辞めたいと思う」（74.8%）という看護師の実態や、医療の提供についても「十分な看護ができていない」（55.9%）、「ミス・ニアミスの経験がある」（80.3%）という事態に陥っています。（2014.3.4 信濃毎日新聞記事から）

政府は、「医療機能の再編」によって医療提供体制を改善しようとしていますが、勤務環境の改善なしに医療提供体制の改善はあり得ません。2015 年度には第 8 次看護職員需給見通しが策定されますが、単なる数値目標とするのではなく、看護師等の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画とし、そのための看護師確保策を講じていく必要があります。安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医療従事者の勤務環境の改善を実効性のあるものにし、医療提供体制を充実していくことが求められています。

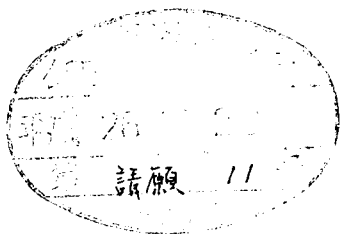
以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法 第 99 条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう請願いたします。

記

【請願事項】

- 1 看護師など「夜勤交替制労働者の労働時間を 1 日 8 時間、週 32 時間以内、勤務間隔 12 時間以上」とし、労働環境を改善すること。
- 2 医師・看護師・介護職員などを大幅に増やすこと。
- 3 国民（患者・利用者）の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。
- 4 病床削減・平均在院日数の短縮ありきではなく、それぞれの地域の実情に合った医療・介護を充実させるために必要な病床機能を確保すること。

以 上



資料番号
No. 3

2014年11月20日

飯田市議会
議長 林 幸次 様

長野県医療労働組合連合会
執行委員長 小林 吟子
(連絡先) 長野市高田 276-8

TEL 026-228-9376

FAX 026-224-5745

(連絡先) 飯田市民医連労働組合 / TEL 0265-23-3174

飯田市民医連労働組合

執行委員長 伊壺 一輝

【紹介議員】

志川 仁

介護従事者等の処遇改善を求める請願書

【請願趣旨】

超高齢社会を迎え、介護のニーズが高まるなかで介護労働者の数も年々増加しています。しかし、「低賃金・重労働」という介護現場の実態は介護を担う職員の確保を困難にし、高い離職率の原因となるなど深刻な人員不足を引き起こしています。介護職員の不足は介護保険制度の根幹にもかかわる重大な問題であり、その原因となる介護職員の処遇改善は喫緊の課題です。これまでも介護職員の処遇改善策は実施されてきましたが、抜本的な改善に結びついていないことは厚生労働省の賃金構造基本統計調査(賃金センサス)の介護職員の賃金推移をみても明らかです。

厚生労働省は、高齢化のピークとなる2025年には237～249万人の介護職員が必要となると推計し、そのために一年あたり6.8～7.7万人の増員が必要としています。また、安全・安心の介護を実現するためにも介護職員の人員確保は不可欠の課題となります。

国は「介護・障害福祉従事者処遇改善法」を成立させましたが、一刻も早く国の責任で介護職員の処遇を引き上げていく必要があります。また、介護現場には介護職以外にも多くの職種の労働者が働いており、これらの職員の処遇も介護職と同様に低くなっており、処遇の引き上げが必要となっています。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるようお願いいたします。

記

【請願事項】

- 1 介護従事者等の処遇を抜本的に改善すること。処遇改善の費用については、保険料や利用料に転嫁せず、財政調整交付金等の増額により賄うこと。

以 上